

平成 27 年度 事業計画（案）

千年に一度といわれる東日本大震災の発生から 5 年目を迎える。

平成 27 年 3 月 10 日現在、全国の死者・行方不明者数は 1 万 8 千人以上（警視庁緊急災害警備本部発表）、平成 27 年 2 月 12 日現在の避難者数は 22 万 9 千人（復興庁発表）を数え、一日も早い復興が望まれている。

平成 27 年度は、政府が定めた集中復興期間の最終年度であり、宮城県震災復興計画では再生期の 2 年目、10 年の計画期間の折り返し地点を迎える年である。復興の槌音がさらに響き渡るよう、関連事業のさらなる加速化が望まれている。

近年の社会資本を取り巻く状況を俯瞰すると、平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井版落下事故を契機とした、「道路ストック総点検の実施」、「道路法施行規則の一部改正による 5 年に 1 度の点検義務化（平成 26 年 7 月 1 日施行）」、社会資本整備審議会道路分科会からの、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言「最後の警告」（平成 26 年 4 月 14 日）」、「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取り組み」、コンパクト＋ネットワークをキーワードとした、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～（平成 26 年 7 月 4 日公表）」、地方の人口減少・東京一極集中の歯止め、日本全体としての人口減少・超高齢社会という、我が国が今後直面するであろう課題に対し、政府と各地域が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す、「地方創生」など、新たな政策が次々と打ち出されている。このような社会情勢に加え、昨年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日公布・施行）」の施行により、我々建設関連業を取り巻く環境は、今、大きく変わろうとしている。

以上を鑑み、平成 27 年度事業計画を次の通りとする。

1. 東日本大震災からの復興加速化に向けた取り組み
2. 宮城のさらなる発展のための社会資本整備への取り組み
3. 宮城の社会資本メンテナンスに対する取り組み
4. 会員の経営環境改善に向けた取り組み

1. 東日本大震災からの復興加速化に向けた取り組み

1. 1. 宮城県の復興の現状（平成 27 年 2 月末現在の箇所・地区ベース）

生活再建の核となる災害公営住宅の整備は、21 市町で約 3,000 戸完成（全体の 19%）、防災集団移転事業では、約 30%の地区が建築可能、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業においては、7 割前後の地区が着工している。平成 26 年 3 月には、推計量で 1,106 万ト

ン発生した災害廃棄物の処理も完了し、着実に歩を進めている状況にある。農地・農業用施設の完成率は80%前後に伸び、海岸保全施設・港湾施設を除く公共土木施設の完成率も概ね80%以上まで伸びている。

東日本大震災の発生から5年目を迎え、更なる復興の加速化が期待されている。

1.2. 復興事業の課題

復興事業は多くの課題を抱えている。土地の課題や、制度上の課題(運用強化には限界がある)などが複雑に関係し、事業の進捗に影響を与えている。加えて震災前、縮小を続けた建設投資などを背景として、建設産業全体が疲弊しており、技術者不足も課題の一つである。

復興の加速化を実現するためには、「現制度の運用強化ではなく、大規模災害に応じた抜本的な制度改正」が必要と思われる。とは言え、制度改正には多くの時間を必要とし、実現は極めて困難である。技術者不足に関しても、技能労働者あるいは技術者の育成には時間を要し、すぐには解決できない。

1.3. 当協会の取り組み

復興加速化実現のため、次の取り組みを行う。

- (1) 会員は、地域に根差した企業ならではの情報提供・技術提案を行い、事業の推進に貢献する。
- (2) 会員は、設計JV制度などを活用し、会員企業の更なる連携・全国規模の企業との連携を図り、事業の推進に貢献する。

2. 宮城のさらなる発展のための社会資本整備への取り組み

当協会および会員は、「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取り組み」、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」、「地方創生」をキーワードとした各種政策を注視し、宮城の更なる発展のため積極的に情報収集を行い、関連事業に参画する。また、適切な社会資本整備に貢献する為、技術力の向上と業務成果の品質確保・品質向上、継続的な技術研鑽に努める。

2.1. 国土強靱化、防災・減災の取り組み

宮城県では、東日本大震災からの復旧・復興に際し、宮城県震災復興計画を策定している。国土強靱化地域計画は今後策定が望まれるとしているが、震災復興計画が内包されると推察され、今後も情報収集に努める。

2. 2. 国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～

国土交通省国土政策局では、「小さな拠点」づくりの実践的なノウハウの蓄積・普及を図るため、平成 26 年度、「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する調査」の一環として、全国から募集・選定した 12 地域において「小さな拠点」づくりモニター調査を実施している。宮城県内では、栗原市花山地区の「花山地区行政区長会」がモニター地域に選定されており、本政策の動向を注視する。

2. 3. 地方創生

宮城県では、「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法改正案」の地方創生 2 法案が提案されたことを受け、「宮城県地方創生推進本部」を平成 26 年 11 月 1 日に設置し、翌 12 日に、第 1 回宮城県地方創生市町村連携会議を開催している。平成 27 年 2 月 5 日に行われた第 3 回宮城県地方創生市町村連携会議では、「地方版総合戦略」等の策定や、「地方創生の推進体制」、「(仮称) 宮城県地方創生総合戦略」、「地方創生への基本的考え方」などが議論されている。宮城県あるいは市町村の考える将来像を注視しながら、関連事業の情報収集や、地域企業としてどのように貢献することができるか模索する。

2. 4. 適切な社会資本整備に対する取り組み

適切な社会資本整備に貢献するため、次の取り組みを行う。

- (1) 技術委員会は、資格取得に向けた講習会等を継続的に開催し、会員は有資格者の増加に努める。
- (2) 技術委員会は、国土交通省が推進している CIM 等に代表される新分野・新技術に関する情報収集を行い、会員への情報提供並びに講習会等を開催し、会員は技術力向上に努める。
- (3) 技術委員会および企画委員会は、各種講習会・研修会等を開催し、会員は建設関連業務の品質確保・品質向上、継続的な技術研鑽に努める。

3. 宮城の社会資本メンテナンスに対する取り組み

3. 1. 宮城県の社会資本の現状

平成 27 年 1 月 15 日に開催された、第 3 回宮城県道路メンテナンス会議において、優先順位や平準化を勘案した、各道路施設の今年度を含む今後 5 年間の定期点検計画が公表された。例えば橋梁を例にとると、県内の橋梁総数は 12,785 橋であり、年度毎に 2,500 橋を上回る点検を実施しなければならない。

道路施設だけではなく河川・ダム、海岸施設・港湾施設や建築物に至るまで、社会資本は多岐にわたり、安全・安心な公共サービスの提供には、そのメンテナンスが欠かせない。

3.2. メンテナンスの課題

インフラ長寿命化基本計画では、目指すべき姿として、「①安全で強靱なインフラシステムの構築」、「②総合的・一体的なインフラマネジメントの実現」、「③メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化」が打ち出されており、基本的な考え方を「①インフラ機能の確実かつ効率的な確保」、「②メンテナンス産業の育成」、「③多様な施策・主体との連携」としている。

平成26年4月には、社会資本整備審議会道路分科会から「最後の警告」として、社会的にもインパクトのある、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がなされた。これまでは、整備を中心に事業が展開されていたが、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定要請や、先の道路メンテナンス会議の設置などに代表されるように、公共施設管理者は、一斉にメンテナンスに乗り出している。

国土交通省では、メンテナンスに携わる技術者の具体的な資格制度を定めるとしており、現状では有資格者(点検技術者)や点検資機材の不足が課題になると推察される。

3.3. 当協会の取り組み

宮城県の社会資本メンテナンスに積極的に貢献するため、次の取り組みを行う。

- (1) 技術委員会は、点検技術者育成のため講習会・研修会等を開催し、会員は積極的に技術の習得に努める。
- (2) 当協会および技術委員会は、インフラメンテナンスに関係する新技術等の情報収集と、会員への情報提供を行う。
- (3) 当協会は、他団体や公共施設管理者等との情報交換を行う。

4. 会員の経営環境改善に向けた取り組み

会員の経営環境改善に向け、次の取り組みを行う。

4.1. 入札契約制度改善に関する取り組み

平成26年6月、担い手3法とも称される「品確法」、「建設業法」、「入契法」の一体的改正があった。中でも、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正品確法」と呼ぶ。)」の施行は、我々建設関連業に密接な関係がある。

改正品確法の大きな目的は、「現在および将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の推進」にあり、これまでの「ダンピング受注・行き過ぎた価格競争」、「現場の担い手不足・若年入職者の減少」、「地域の維持管理体制への懸念」などが背景となっている。基本理念には、「施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保」、「適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の確保」、「災害対応を含む地域維持の

担い手確保への配慮」、「ダンピング受注の防止」、「賃金、安全衛生等の労働環境改善」、「技術者の資格等による評価」が追加された。受発注者責務の明確化が叫われ、多様な入札契約制度の導入・活用が推進される。

当協会の会員数の推移や技術者の年齢構成を鑑みると、担い手の確保は喫緊の課題であり、労働環境の改善も重要である。担い手の確保＝雇用の確保や労働環境の改善には、会員の経営安定化が必要であり、経営の安定化に向け次の取り組みを行う。

- (1) 企画委員会は、宮城県入札契約制度や改正品確法に関する調査・分析を行い、当協会は関係機関への提案を行う。
- (2) 総務委員会は、入札契約制度等に関する講習会を開催する。

4. 2. 労働安全衛生に関する取り組み

労働安全衛生に関して、次の取り組みを行う。

- (1) 総務委員会は、労働災害防止を含めた労働安全衛生に関する講習会等を開催する。

4. 3. 関係機関・他団体・教育機関等との連携強化

建設関連業務は受発注者間の適切な契約関係・パートナーシップの上に成り立つ。また、先の東日本大震災の教訓として、広域的な連携の必要性が課題となった。さらに、担い手確保のためには建設関連業の社会的認知度を向上させる取り組みが必要であり、技術・技能の継承や、専門化する技術の調査・研究のため、学術分野との連携も必要となる。

- (1) 当協会は、産学官の連携強化や、広域的な連携の強化を図る。
- (2) 会員は、インターンシップ制度等を積極的に活用し、地域貢献や担い手の確保・育成に努める。

4. 4. 協会と会員の BCP 策定に向けた働きかけ

総務委員会は、東日本大震災の教訓を踏まえ、協会と会員の BCP 策定に向けた働きかけや、策定支援のための講習会等を開催する。

以上を、平成 27 年度事業計画とする。

